市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)2月24日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の 路線を廃止する。

路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	備考
忠生	上小山田町	上小山田町			
592 号	2207番 地先	2209番 地先	1.82	49.60	別図 1
鶴川	野津田町	野津田町			
329 号	1416 番 地先	1007番 地先	1.82	35. 60	別図 2
南	鶴間三丁目	鶴間三丁目			
1609 号	5番1地先	7番地先	8.00	310. 20	別図 3
南	鶴間三丁目	鶴間三丁目			
1610 号	6番 地先	6番 地先	8.00	248.00	別図 3
南	鶴間三丁目	鶴間三丁目			
1611 号	5番1地先	5番2地先	8.00	79. 00	別図 3
南	鶴間三丁目	鶴間三丁目			
1624 号	4番1地先	4番2地先	5. 00	106. 90	別図 3

説明

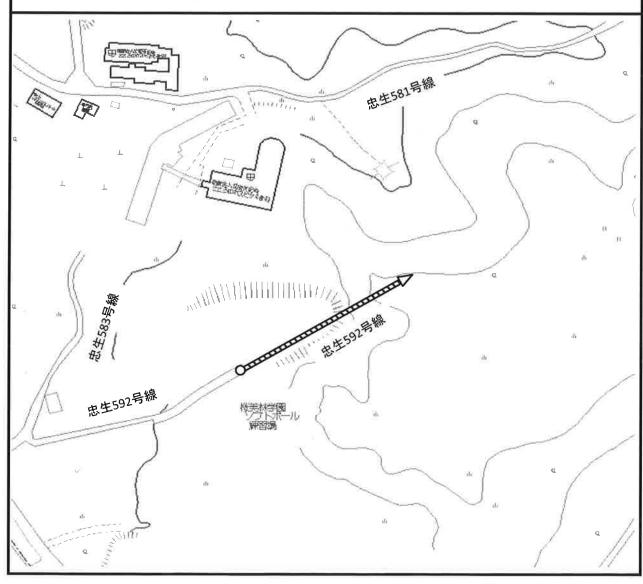
本件は、道路として機能のない路線及び土地区画整理事業の区域内に存する路線を廃止するものです。

別図1

市道路線の廃止略図

町田市上小山田町 地内 市道 忠生592号線(一部廃止)

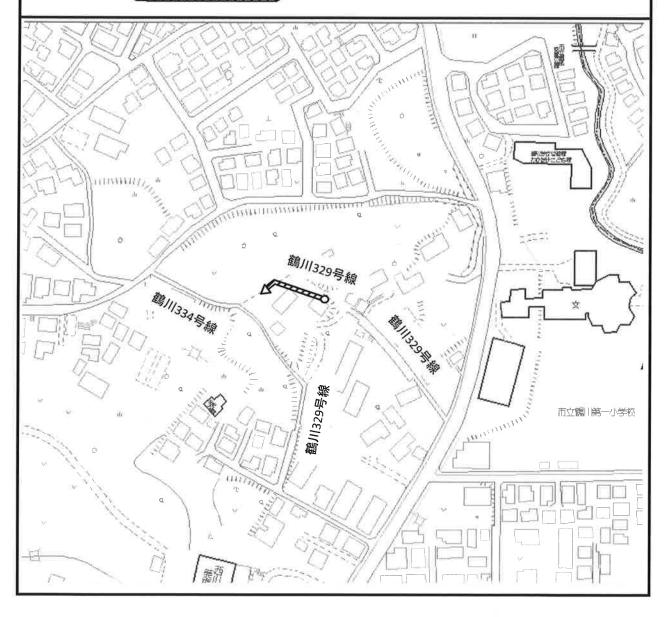




市道路線の廃止略図

町田市野津田町 地内市道 鶴川329号線(一部廃止)





市道路線の廃止略図

町田市鶴間三丁目 地内 市道 南1609号線、南1610号線 南1611号線、南1624号線



廃止する区間



